

JIA建築家賠償責任保険 CM補償プランのご案内

(建築家特約条項セット賠償責任保険)

NEW
2022年4月改定

CM業務を行うにあたり
ご検討下さい!

CM補償プランとは

業務過誤賠償責任保険普通保険約款・コンストラクション・マネジメント業務特約条項・
免責条項修正追加条項(コンストラクション・マネジメント業務特約条項用)

当プランに加入しているコンストラクションマネージャー(以下、CMR)が「コンストラクション・マネジメント業務」((※1)参照)を遂行するにあたり職業上相当な注意をしなかったことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされ、結果として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について支払限度額の範囲内で保険金をお支払いします。

【ご参考】CM方式とは

発注者の補助者・代行者であるコンストラクションマネージャー(CMR)が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、**設計・発注・施工の各段階**において設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、法令順守などの**各種マネジメント業務の全部又は一部**を行う方式です。

(国土交通省HPより「CM方式の導入について」)

- 「建築家賠償責任保険」や「請負業者賠償責任保険」などでは、補償の対象とならない「CM業務」の遂行に起因する賠償責任を補償します。
- CMRが委託者^(※2)からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したことまたは被保険者の書面による不適切な助言により関係者^(※3)が作業をやり直さなくてはならなくなったことまたは不具合の改善を補償します。
- CMRが委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したことまたは被保険者の書面による不適切な助言により、設計図または施工図の内容に欠陥が生じ、設計図または施工図の全部または一部の再作成および工事のやり直しが発生したことでプロジェクトの完成が遅延したことに起因する賠償責任を補償します。

(※1) 日本コンストラクション・マネジメント協会が定めるコンストラクション・マネジメント業務委託契約書およびコンストラクション・マネジメント業務委託契約約款に基づいて行う標準業務、または国土交通省が定める地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドラインに則るCM業務契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行う業務をいいます。

(※2) コンストラクション・マネジメント業務委託契約書における契約の当事者で、被保険者に業務を委託するものをいいます。

(※3) プロジェクトに関係し、プロジェクトの遂行に寄与するあらゆる個人および法人をいいます。ただし被保険者および委託者を除きます。

お支払いの対象となる場合の例

- 病院施設の受水槽について、発注者要求内容からCMRが、同時使用率の算定を行った際に明らかな計算間違いによる指示を設計者に行った。設計者にはその数値をそのまま使用することについて落ち度がなかった。施設完成後、ピーク給水時に断水が発生し、施設の改修が必要となった。発注者から改修費用および臨時的給水手配等の損害を請求された。
- 建設工事中にエントランスホールの壁の石貼り施工に不具合が発生していたが、CMRは、発注者に相談無く、そのまま良いと決断し、施工者に指示を行い、そのまま工事が完成してしまった。竣工検査において発注者とその施工状態では容認できないと判断し、施工者に対して施工のやり直しを指示したが、施工者は、竣工時点では壁周囲を壊す必要があり、工事費が増加すること、工期が遅延することを説明した。CMRの指示に施工者が従ったことについて施工者には責任がなかった。発注者は、施工者に支払った工事費の増加額と工事遅延に伴う損害額をCMRに請求した。

JIA 建築家賠償責任保険(ケンバイ)加入者専用の独自制度です。

団体保険の概要

保険契約：公益社団法人日本建築家協会
(JIA)を契約者とする団体契約
加入対象者：JIA会員のいる建築設計事務所
保険期間：2022年4月1日(午後4時)～
1年間
補償項目：コンストラクション・マネジメント
業務(等)
※その他加入方法、補償内容、保険金支払方法
等の詳細はパンフレットをご確認ください。

加入要領

手続き期間：2022年3月16日(水)まで
中途加入は毎月25日まで
加入方法：
①パンフレット中の見積依頼票に必要事項を記入
の上、取扱代理店にメールかFAX
メール：kenchikuka.kaikan@nifty.com
FAX：03-3401-8010
②取扱代理店にて保険料算出の上、加入依頼書
と共に保険料をご案内
③指定の期日までに加入依頼書を送付および
JIAの指定口座へ送金(手続き期間)
※インターネットでの加入申込は出来ません

パンフレット・見積依頼書等資料はこちらからダウンロードしてください

建築家賠償責任保険[ケンバイ]の
トップページ



[https://hoken-platform.jp/kenbai/user/
fu000/su000000/su000000.php](https://hoken-platform.jp/kenbai/user/fu000/su000000/su000000.php)

その他ご注意点

【他の保険制度等について】

- ・本団体契約は、コンストラクション・マネジメント業務を補償の対象とするものです。
- ・建築設計業務等に関する補償には、公益社団法人日本建築家協会の「JIA建築家賠償責任保険(ケンバイ)」にご加入ください。
- ・この保険は、建築家の事務所ごとに、その事務所の行なったすべての国内の「コンストラクション・マネジメント業務(CM業務)」を対象にする保険です。従って、ある特定のCM業務だけを対象とする契約はできません。

【詳しい内容について】

- ・このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容についてはパンフレットをご確認いただき、下記の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【個人情報の取扱いについて】

保険契約者(公益社団法人日本建築家協会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

お問い合わせは下記取扱代理店まで

【取扱代理店】 株式会社建築家会館

〒150-0041 東京都渋谷区神宮前2-3-16 TEL:03-3401-6281 FAX:03-3401-8010
<受付時間>平日の午前9時から午後5時まで Mail:kenchikuka_kaikan@nifty.com

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社・団体・公務開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161
<受付時間>平日の午前9時から午後5時まで